

第1回 学校規模適正化の進め方検討会

令和5年7月31日

小倉北区役所東棟6階教育委員会会議室

北九州市教育委員会

次第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 北九州市学校規模適正化の進め方検討会について
- 4 構成員紹介
- 5 座長選出
- 6 議 事
 - (1) 学校規模適正化の考え方
 - (2) 本市の現状
 - (3) 現在の進め方のポイント
- 7 閉 会



©ていたん&ブラックていたん, 北九州市

「北九州市学校規模適正化の進め方検討会」について

目的 要綱第1条

- ・ 本市における学校規模適正化の進め方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、北九州市学校規模適正化の進め方検討会を開催する。

構成員

学識経験者、地域代表、保護者代表、学校代表（10名）

開催期間

令和5年7月～令和6年6月（6回程度開催予定）

会議の公開等 要綱第5条

- ・ 検討会は原則、公開。
- ・ 座長が非公開と決定した場合は、非公開にできる。

開催スケジュール（予定）

第1回（令和5年7月31日）

学校規模適正化の考え方
本市の現状
現在の進め方のポイント

第2回（令和5年8月24日）

事例紹介（本市、他都市）
論点整理（現状、課題、方向性等）

第3回（令和5年10月頃）

今後の進め方の検討①（対象校の考え方、適正化のプロセス等）

第4回（令和5年12月頃）

今後の進め方の検討②（適正化の効果、跡地活用等）

第5回（令和6年2月頃）

素案について

第6回（令和6年6月頃）

成案について



©ていたん,北九州市

学校規模適正化の考え方

義務教育段階の学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、**児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じて**、思考力や判断力、問題解決能力などを身に付け、心身の成長を促す場所

子どもの数が少なすぎることで、多すぎることで制約を受ける教育活動もある。児童生徒への教育効果を十分に発揮するためには、**適正な集団規模を確保することが必要**

➔ **教育環境の整備による教育効果の向上を図ることを目的に学校規模適正化の取組を推進**

国（文部科学省）の手引の策定

01 「小・中学校の配置・運営の在り方等に関する作業部会」設置 (平成20年7月)

- ▶ 小・中学校の設置・運営の在り方などについての専門的な審議を行うために設置



02 「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」 (平成21年3月)

- ▶ 適正配置を進める際の拠り所となる考え方、考慮すべき要素、留意点等を提示



03 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 (平成27年1月)

- ▶ 上記の作業部会で提示された適正配置の考え方等を踏まえ、各市町村が参考とすべき手引を策定

本市の取組の基準・方針の策定

- 「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」
(平成26年3月)

- ▶ 学校規模のあり方について新たな基準を策定

- 「北九州市立小・中学校の現状と将来（学校規模適正化白書）」
(平成27年5月) ※平成31年3月更新

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所(社人研) の推計人口等を参考に、児童・生徒数の将来推計を算出

- 「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」
(平成29年3月)

- ▶ 上記の基準、将来推計を踏まえ、学校規模の適正化に向けた今後の方向性を取りまとめた方針を策定

適正規模の考え方

平成26年3月

「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」

● 適正規模の基準

- ・ 人間関係のトラブルなどの対応のため、小中学校ともに**クラス替えができる規模**
- ・ **中学校**では、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るため、同じ教科の教員を複数配置し、**特に授業数の多い5科目(国・社・数・理・外)に複数の教科担任を配置できる規模**
- ・ 上限は国の示す24学級まで

学校規模	小学校	中学校
小規模校	11学級以下	8学級以下
適正規模校	12～24学級	9～24学級
大規模校	25学級以上	25学級以上

<参考> 国の示す適正規模の基準

～義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条～

○ 学級数が概ね12学級から18学級までであること。

○ 5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学校とを統合する場合は、24学級までとすること。

学校規模による主な特徴①

小規模校

- 児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい
- 児童・生徒が互いの関係を深めていく学級づくりをしやすい
- 異なる学年の交流を重視した教育活動により、全校的な児童生徒の交流が深まりやすい
- 教員相互の連絡調整や連携がとりやすく、学校内の教育目標や教育活動に一貫性を持たせやすい
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい
- 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
- クラブ活動や部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
- クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい

学校規模による主な特徴②

大規模校

- 様々な考え方に触れることができ、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい
- 運動会等の学校行事や音楽活動等の教育活動に活気がある
- 様々な種類のクラブ活動、部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい
- 学校別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい
- 全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい
- 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい
- 教職員相互の連絡調整が図りづらい
- 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある

学校規模の推計

平成27年5月（※平成31年3月更新）

「北九州市立小・中学校の現状と将来（学校規模適正化白書）」

● 概要

市立小・中学校の児童生徒数、学級数の推計を行い、学校規模と教育活動等との相関性など、学校規模に関するデータを整理

● 児童・生徒数の将来推計

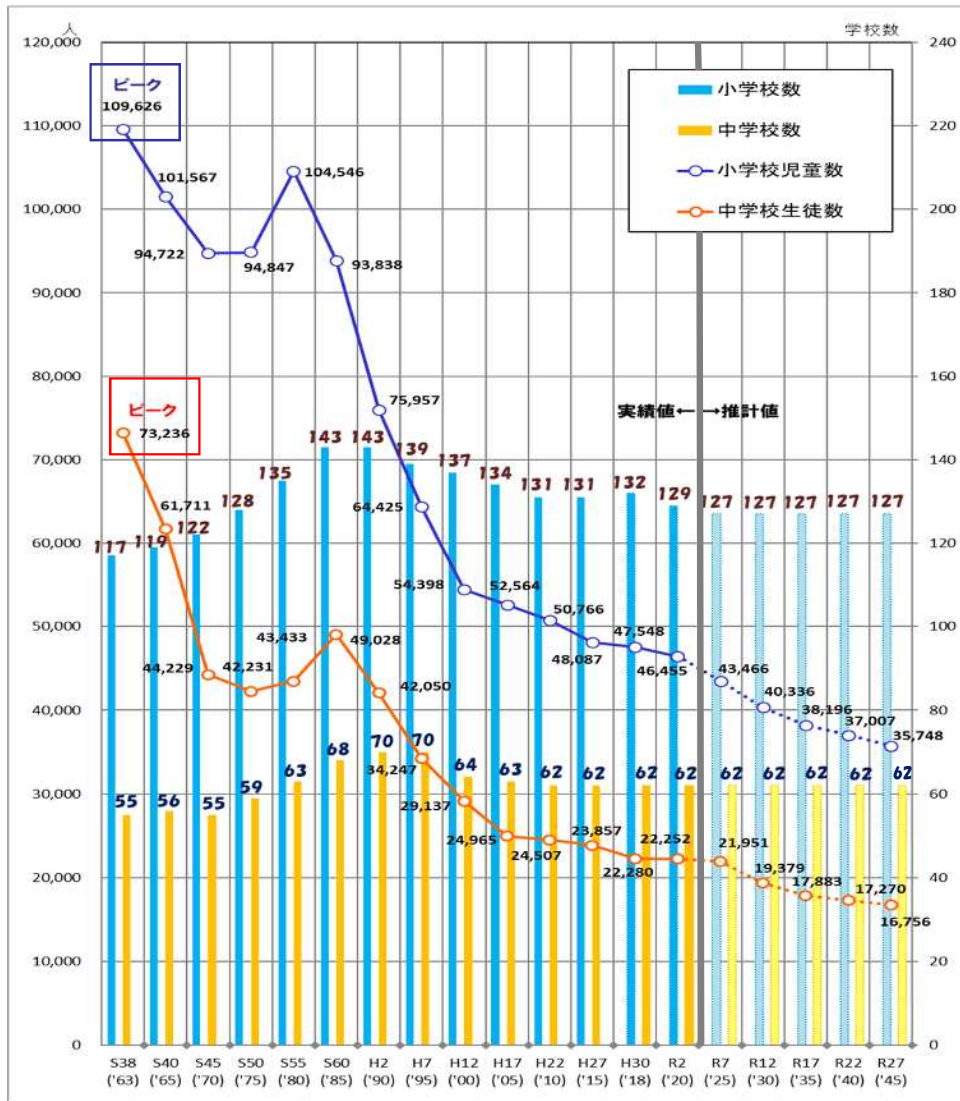
・ 国立社会保障・人口問題研究所(社人研) の地域別将来推計人口や、本市の登録人口を使用し、校区ごとに児童・生徒数の将来推計を算出

● 将来推計の概要 ※（ ）は平成30年を100としたときの指数

	平成30年		令和12年		令和22年		令和27年
児童数	47,548人 (100)	⇒	40,336人 (84.8)	⇒	37,007人 (77.8)	⇒	35,748人 (75.2)
生徒数	22,280人 (100)	⇒	19,379人 (87.0)	⇒	17,270人 (77.5)	⇒	16,756人 (75.2)

▶ 令和5年中に、社人研の地域別将来推計が更新予定

児童生徒数及び学校数の推移・推計



本市の現状

小学校

- 児童数
 - S38 : 109,626人
 - H2 : 75,957人
 - R5 : 44,323人
- 学校数
 - S38 : 117校
 - H2 : 143校
 - R5 : 127校

▲60% +9%

中学校

- 生徒数
 - S38 : 73,236人
 - H2 : 42,050人
 - R5 : 22,161人
- 学校数
 - S38 : 55校
 - H2 : 70校
 - R5 : 62校

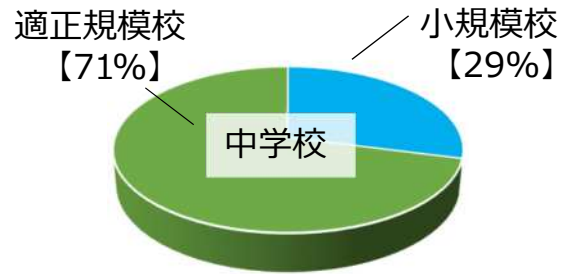
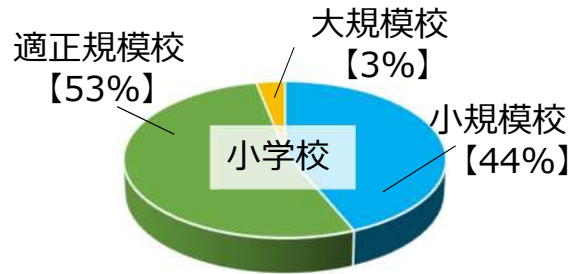
▲70% +13%

← 各年5月1日現在の数値（令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」をもとに北九州市教育委員会で算出）

規模別学校一覧

小学校

中学校



適正規模校の割合が最も高いが、小規模校に近い適正規模校が多い

大規模校
25学級以上

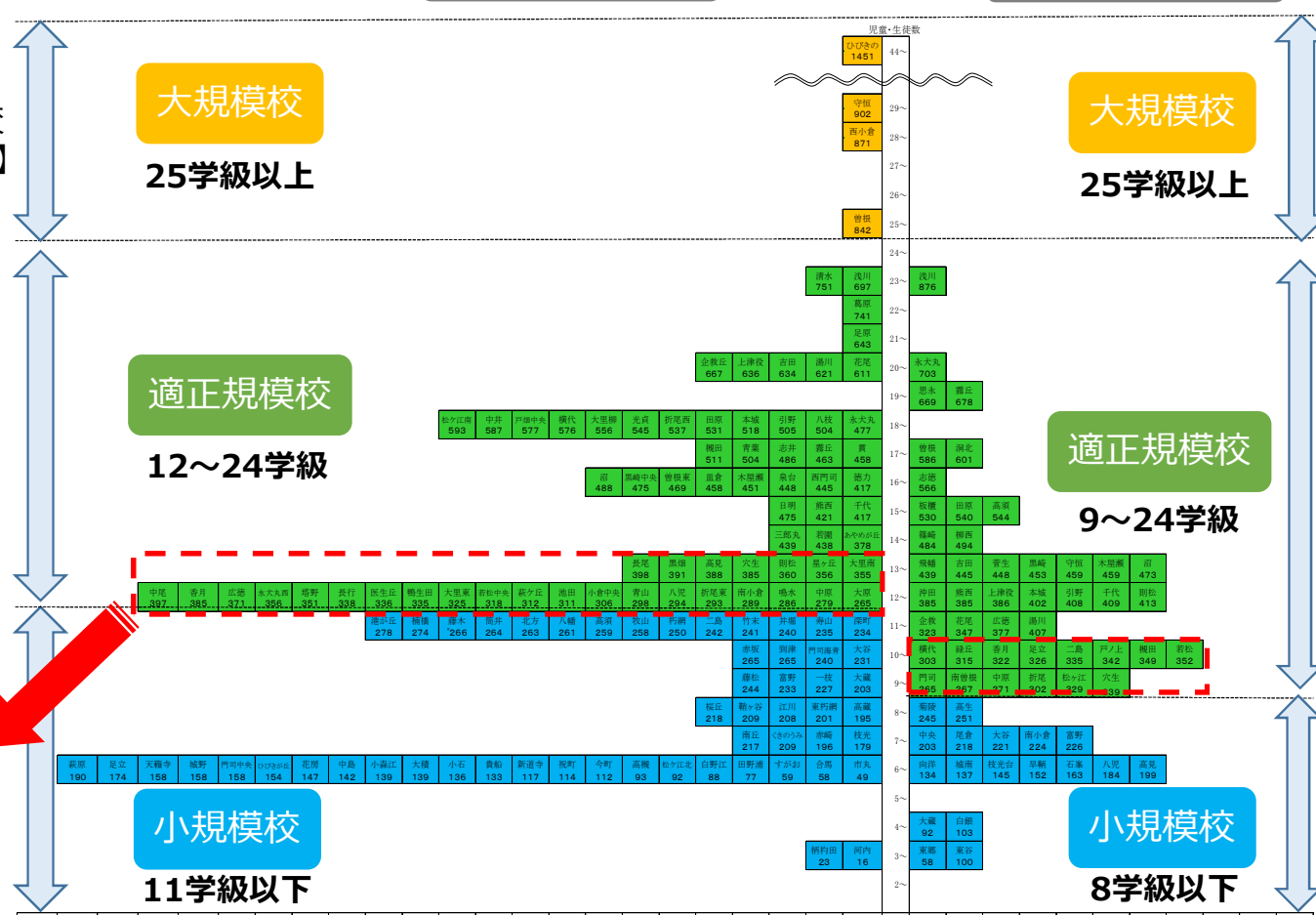
適正規模校
12~24学級

小規模校
11学級以下

大規模校
25学級以上

適正規模校
9~24学級

小規模校
8学級以下

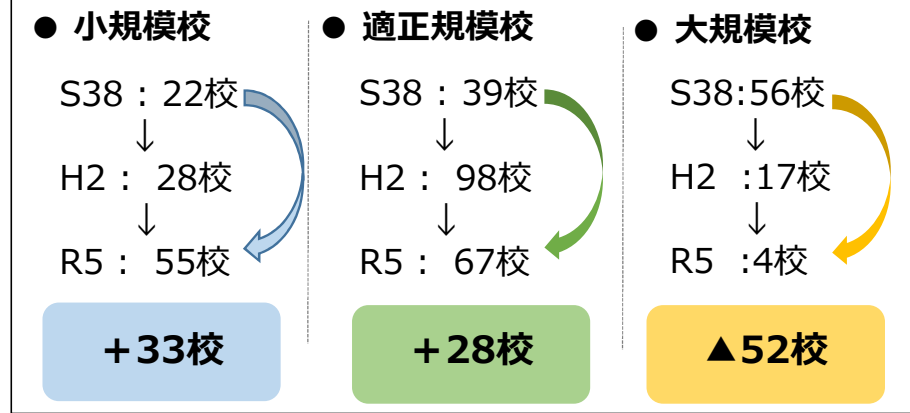
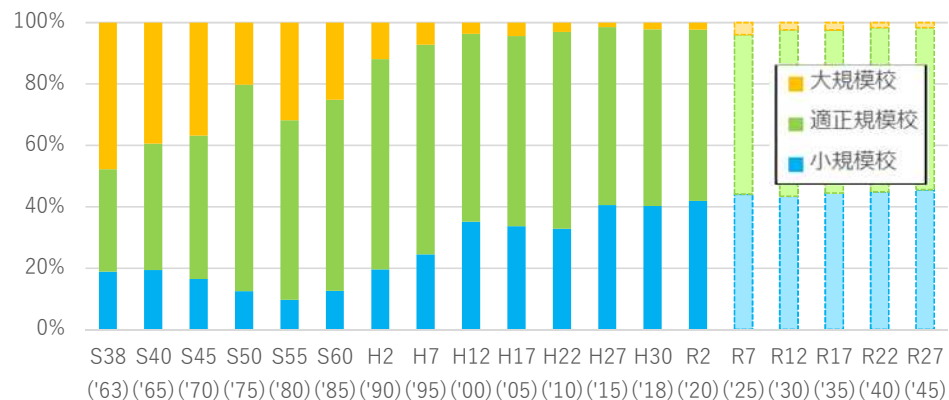


※令和5年5月1日時点の数値
 ※上段は学校名、下段は児童・生徒数である。
 ※学級数は特別支援学級を除く。児童・生徒数は特別支援学級の人数を含む。

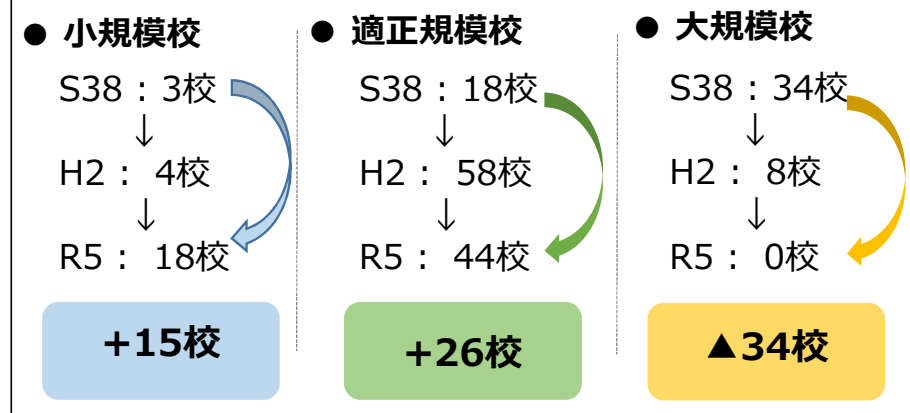
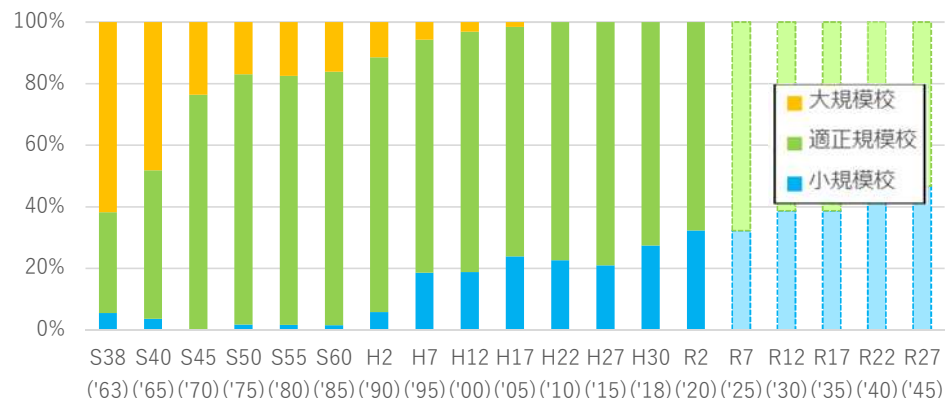
本市の現状

学校規模の推移

小学校



中学校



小規模校が増加し、大規模校が減少しており、今後も小規模化が進むことが予測される。中学校の小規模化も進んでいる。

現在の進め方・ポイント①

平成29年3月

「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」

小規模校

- ▶ 将来にわたって適正規模を回復することが見込めない場合は、統合により規模の適正化を図り、周辺の学校規模の推移等を把握し計画的に推進
- ▶ 全市域を対象に学校規模の適正化を推進
- ▶ 統合してもなお適正規模に達しない場合であっても、複式学級の解消や単学級の学級規模の拡大など教育効果の向上が図られる場合には推進
- ▶ 適正規模を確保できるときは、1小1中学校区となる場合においても推進

大規模校

- ▶ 国の分離新設の補助基準である31学級以上となり、その状態が長期間継続すると見込まれる場合で、かつ用地確保が可能である学校については分離新設
- ▶ 用地確保が困難なため分離新設できない学校については、中長期的な予測を踏まえ、通学区域の調整による学校規模の適正化や未利用地の活用などを検討

現在の進め方・ポイント②

■ 適正化対象校の選定

- 大規模校は、宅地開発等により一時的に児童生徒数が増加するケースがほとんどで、徐々に児童生徒数は減少し適正規模になる見込みであるため、**当面は、さらに小規模化が進むと見込まれる小学校を優先**
- 小規模校の中でも課題が大きいといわれる**複式学級**と**学年単学級**のうち、令和22年の全校児童数（推計値）が**150名以下の小学校**を早急に適正化に取り組む必要がある学校として、**A～Cの3グループに分類**

【適正化対象校の区分】

A区分 ①複式学級、②全校児童数（推計値）が90名以下でかつ学年単学級

B区分 全校児童数（推計値）が120名以下でかつ学年単学級

C区分 全校児童数（推計値）が150名以下でかつ学年単学級

➔ **適正化対象校を公表（平成29年→平成31年更新：27校）**

現在の進め方・ポイント③

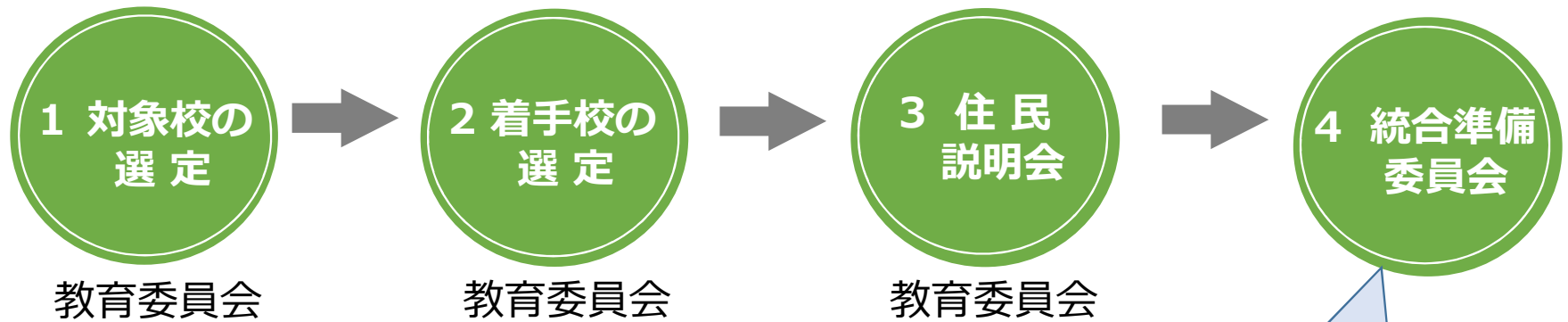
■ 適正化着手校の選定

- 適正化対象校のA区分に属する学校から優先的に適正化の検討を行うが、
 - ▶ 通学距離や通学路の安全性
 - ▶ 学校施設の収容能力や施設設備の状況
 - ▶ 各学校の歴史など考慮すべき諸条件があることから、B、C区分も含めて総合的に検討
- 適正化対象校の中でも、以下の学校は当面の間、検討の対象外
 - ① 離島にある学校
 - ② 小規模特別転入学制度認定校（のびのびフレンドリースクール）
 - ③ 近年学校統合を実施した学校

現在の進め方・ポイント④

■ 適正化のプロセス（学校統合の場合）

- 適正化を進める際には、保護者や地域の方々と十分な話し合いを実施
- 議論を深めるために、保護者や地域の代表による「統合準備委員会」を構成



- ▶ 両校区の**保護者、地域、学校の代表者**で構成
- ▶ 校舎位置、校名、校歌、校章等を検討

- 同等規模の統合→統合準備委員会で協議・決定
- 規模に差がある場合→教育委員会が案を提示

近年の統合事例

統合年度	統合校	組み合わせ	校舎位置
R1	松ヶ江北小	伊川小(17人) <u>松ヶ江北小(65人)</u>	教育委員会
R1	中井小	北小倉小(92人) <u>中井小(539人)</u>	教育委員会
R2	花房小	安屋分校(11人) <u>花房小(167人)</u>	教育委員会
R4	くきのうみ小	修多羅小(116人) <u>古前小(102人)</u>	統合準備委員会
R5	小森江小	小森江西小(98人) <u>小森江東小(66人)</u>	統合準備委員会

※下線は統合後の校舎位置

➡ **くきのうみ、小森江の事例では、統合準備委員会では決定に至らず、教育委員会一任となった。**

現在の進め方・ポイント⑤

■ 通学支援

- 通学路の変更は、保護者や地域の方々とともに通学路の点検を行い、関係部局や警察等とも連携して通学の安全確保を実施
- 統合により通学距離が3 kmを超える場合には、通学支援を実施

＜参考＞国の示す通学距離の基準

- 小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること
- 通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とする

＜実績＞

- * 新道寺小学校（H18.4統合）→スクールタクシー
 - * すがお小学校（H20.4統合）→スクールバス
 - * 門司中学校（H22.4統合）→バス通学費補助
 - * 松ヶ江北小学校（H31.4統合）→スクールバス
 - * 花房小学校（R2.4統合）→バス通学費補助
- （通学に適した公共交通機関がない場合は、スクールバス・タクシーを運行）

現在の進め方・ポイント⑥

■ 跡地活用

- 地域等の要望も参考にしながら、市全体で検討。



<活用事例>

- * 伊川小学校 (H31.3閉校) → 民間貸付 (食堂、ビーチサッカーチームの練習場)
- * 北小倉小学校 (H31.3閉校) → 民間売却 (R6.4~私立小中一貫校)
- * 花房小学校安屋分校 (R2.3閉校) → 民間売却 (保育園)

現在の進め方・ポイント⑦

■ 適正化の効果

- 適正化の翌年度に統合校へアンケートを実施。



- 問：学校が統合して良かったと思いますか（児童）

選択項目	松ヶ江北小		中井小		花房小	
	割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)	
そう思う	89.1	73.9	87.5	69.0	96.4	96.4
どちらかと言えればそう思う		15.2		18.5		0
どちらとも言えない・わからない	8.7		6.5		0	
どちらかと言えればそう思わない	2.2	0	2.7	0.6	3.6	0
そう思わない		2.2		2.1		3.6
無回答	0		3.3		0	

▶ 「学校が統合して良かった」理由（主なもの）

- ・ 友達が増えた
- ・ 学校がにぎやかになった
- ・ 勉強が楽しくなった

現在の進め方・ポイントのまとめ

1

学校規模適正化のあり方

⇒「学校統合」「分離新設」「通学区域変更」の3つの方法で推進

2

適正化対象校の選定

⇒小規模化の進む小学校を優先して推進
児童生徒数の将来推計に基づき対象校を選定（A・B・C区分）

3

着手校の選定

⇒A区分を優先（通学距離、施設、歴史等も考慮し総合的に判断）

4

適正化のプロセス

⇒対象校・着手校：教育委員会が決定
校名・校歌・校章・校舎位置：統合準備委員会で協議・決定

5

通学路・通学支援

⇒3 kmを超える場合に通学支援を実施

6

跡地活用

⇒教育委員会内検討 → 市役所内検討 → 民間売却・貸付検討

7

適正化の効果

⇒学校アンケートの実施

現在の進め方・ポイントを中心に、今後のあり方を検討

現在の
進め方の
ポイント